

5 その他

(3) 福祉施策に係る宮城県と仙台市の福祉パートナーシップ

経緯又は現状・課題

近年、仙台市を取り巻く圏域については、ベットタウン化等により周辺の市町村の人口が増加し、一大都市圏を形成しており、都市同士が連携・協働を強めて共通の課題に対処していく必要がある。

現在、都道府県と政令指定都市の関係については、対象者・施策・事業ごと異なり統一されていない。また、行政事務的には、地方自治法・その他の個別法において、大都市特例が設けられ二重構造は避けられている。

単純に統一できるものではないが、特に福祉サービスについては、生活動態・ニーズの多様化・住民意識の平準化より、圏域を超えた行政課題が増大しており、効果的な対応が必要である。

県単制度や宮城県として重点的に推進していく施策等については、事業化・予算化の段階から両者が調整し進めていくべきである。

住民・当事者側からの視点としても、地方分権により市町村単位で異なる時代ではあるが、利便性を欠く内容では県民・住民サービスの低下となる。

各種プランの作成・調整についても、行政側の地域区分で全てが完結するものだけでなく、様々な機関・地域が相互に連動し、広域的な観点で調整する必要がある。

実際に、船形コロニーの地域生活移行や通所型施設の利用等、重複・交差するサービス・事業に支障が生じている事例もある。

- ・船形コロニー入所者～仙台市が援護の実施者約100人
- ・県単事業の要綱→仙台市を除く

現在、事業所指定権限について、介護保険法は都道府県一括、障害関係は都道府県と政令指定都市となっているが、障害者自立支援法案施行後は両法とも都道府県一括となる。ただし、各自治体のプラン等を反映した社会資源の整備が図られることから、両者の事前確認・調整が必要となる。

提案する内容

介護保険制度だけでなく、障害者自立支援法に係る指定権限も都道府県に一本化されることから、重点事業については政令指定都市との調整の場を設ける等、段階的な話し合いを講ずるべきである。（改正介護保険法小規模多機能居宅介護等については、市町村が指定）

介護保険法と身体障害者福祉法・知的障害福祉法・児童福祉法による居宅サービス事業所の建物併用に係る指定について、宮城県としても推進している多機能型の運営が効率良く実施できるよう、運営に支障がない限り、面積要件等の設備基準について、介護保険法・障害関係各法ごとの要件ではなく、共有で使用可能となるよう、特区申請の際、仙台市との調整を図る。

プランの作成については、独自性を担保しつつも、両者に跨る重点的な計画は、意見交換を交えながら、利用する側・住民サイドの視点にたった検討を行うべきである。

その他、根拠法令等

個別法の大都市特例 改正介護保険法 障害者自立支援法案等の障害関係各法

地方自治法第245条の3第3項

（関与の基本原則～計画に関して調和を保つ必要がある場合）